

お 知 ら せ

国土交通省が皆様の「協力」により進めております、一般国道49号改築工事（北好間改良）並びに「れに伴つ市道及び砂防設備付替工事については、令和七年三月二十四日付けで土地収用法による事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせいたします。

記

一 事業認定の告示があつた土地

イ 収用の部分

福島県いわき市好間町北好間字清水、字塊作、字山崎、字塊坪、字権現堂、字馬喰沢、字平場及び字行人沢地内
口 使用の部分

福島県いわき市好間町北好間字塊作、字山崎、字平場及び字行人沢地内

(注) 「の土地を表示する図面は、いわき市役所土木部土木政策課でご覧ください。

二 土地価格の固定について

前記一の土地について、事業認定の告示のあつた日をもつて土地価格が固定される」とになります。

三 事業認定の範囲の制限について

事業認定の告示があつた日以後に、前記一の土地に新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれない」とになります。

四 損失補償の制限について

事業認定の告示があつた日以後に、前記一の土地の形質を変更し、工作物を新築し、又は増改築等をするときは、あらかじめ福島県知事の承認を得なければ、「これに関する損失の補償は受けられません。

五 裁決申請の請求について

裁決申請は、国土交通省が行いますが、前記一の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもつて居る関係人は、自分が権利をもつて居る土地について、国土交通省に対し、裁決の申請をする請求する」とができます。

六 補償金の支払請求について

前記一の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもつて居る関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを国土交通省に対して請求する」とができます。この補償金の支払請求は、前記五の裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

七 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、前記一の土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときは、直接、福島県収用委員会あて「下げる」とができます。

八 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されたときの補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所用地課又はいわき市役所土木部土木政策課においてくださいされば配布いたします。

九 その他不明な点については、国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所用地課〔福島県いわき市平字五色町八の一〔電話〇一四六（一一一）一一一三〕に照会ください。